

平成 31 年 4 月 22 日  
参考資料

# 住民監査請求の監査結果について

(厚木市への補助金に関する件)

県民から、地方自治法第242条第 1 項の規定に基づく住民監査請求があり、同条第 4 項の規定に基づき監査を行い、請求人の主張には理由がないと認め、棄却することとし、請求人に対して別添のとおり通知しましたので、お知らせします。

## 1 請求書を受理した日

平成 31 年 2 月 21 日

## 2 請求人

県民 1 名

## 3 請求結果の決定日

平成 31 年 4 月 19 日

## 4 請求結果の概要等

請求結果の概要は別紙 1、請求人に通知した文書は別紙 2 のとおり

(請求人の氏名、住所を省略するとともに、一部の法人名、個人名等を記号化又は省略している。)

### 問合せ先

---

神奈川県監査事務局総務課

副課長 鈴木 電話 045-285-5054

企画調査グループ 加藤 電話 045-285-5078

## 住民監査請求の結果の概要

(厚木市への補助金に関する件)

### 住民監査請求の概要

厚木市が平成 28 年度厚木市地域密着型特別養護老人ホーム整備事業者として社会福祉法人藤雪会を選定したことは不当であり、また、厚木市による平成 30 年度地域密着型サービス等整備助成事業費補助金の県への申請が不当であることから、厚木市への県補助金の支出は県に損害を与えるとして住民監査請求がなされたものである。

### 1 監査の結果

平成 31 年 2 月 21 日に受理した住民監査請求について、平成 31 年 4 月 19 日、監査委員の合議により、請求人の主張には理由がないと認め、請求を棄却した。

### 2 請求の要旨

県は、平成 30 年 7 月 4 日、厚木市へ平成 30 年度地域密着型サービス等整備助成事業費補助金 (32,401,000 円) の交付を決定した。しかし、同決定は、次のとおりである。

ア 厚木市による事業者・社会福祉法人藤雪会 (以下「藤雪会」) の選定は、厚木市の募集要領に沿った決定を行っていないことから、不当である。

イ 厚木市による県補助金の申請は、当該事業補助金対象ではない施設の整備費が含まれているなど、不当である。

県補助金支出は、県に損害を与えるので、県の交付決定について監査を求める。

### 3 判断の理由

本件監査請求は、厚木市が本件事業者として藤雪会を選定したことは不当であり、また、厚木市による県への補助金申請が不当であることから、厚木市への県補助金の支出は県に損害を与えるため、県が行った補助金の交付決定について監査を行うことにより、公金の支出を事前に防止し、又は事後的に是正するための措置を講ずるよう求めているものと解されることから、県補助金の支出が地方自治法第 242 条第 1 項に規定されている違法又は不当な公金の支出 (当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。) に該当するか否かを監査対象事項として特定し、認定した事実を踏まえ、以下のとおり判断を行った。

#### (1) 厚木市による本件事業者の選定が不当であるとの主張について (別紙 2 p.19)

本事業の実施主体は厚木市で、厚木市が補助対象施設を整備する事業者に対し補助又は助成を行うことで事業が実施されるものであり、県は、事業実施主体である厚木市に当該事業に要する経費について県補助金を交付するものであると認められる。

そして、本事業において補助対象施設を整備する事業者の選定及び当該事業者に対する補助又は助成は、県ではなく厚木市が実施するものであり、県は、厚木市が実施する事業に要する経費を厚木市に補助金として交付するもので、事業者の選定に関与していない。

また、厚木市への関係人調査において、藤雪会が本件事業者として選定された後の整備予定地及び開設年度の変更の経緯等について確認した範囲では、補助金交付規則に定

める補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる場合に該当するような不正は認められなかった。

したがって、厚木市による事業者の選定が不当であることから県補助金の支出が不当であるとの請求人の主張には理由がない。

なお、厚木市より提出された県補助金交付申請については、平成30年6月21日に県で開催された地域密着型サービス等整備助成事業費補助金審査会（以下「審査会」）において審査が行われ、補助対象として適当と判断されたことから、県は交付を決定したものであり、その手続に不適切な点は認められない。

**(2) 県補助金の申請に係る申請額算出内訳に記載の総事業費に疑義があるとの主張について（別紙2 p.20）**

補助対象経費について、地域密着型サービス等整備助成事業費補助金実施要領には「本補助金の交付決定後に事業に着手（入札、契約等）し、審査会等で認められた事業期間内に竣工する補助対象施設の整備にあたって必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費とする」と定められており、事業者は県の補助金交付決定後に入札、契約等を行うため、県へ補助金交付申請書を提出する時点では、当然工事施工業者は決定しておらず、申請額算出内訳に記載する事業費は概算額となっている。

したがって、県補助金交付申請時点と交付決定後において事業費を算出した業者や事業費の額が必ずしも同じになるとは限らないため、この点について、厚木市による県補助金の申請は不当であるとの請求人の主張には理由がない。

**(3) 県補助金の申請額算出内訳に記載の総事業費に補助対象外施設の経費が含まれており、県補助金の算定根拠として不当であるとの主張について（別紙2 p.21）**

平成30年6月21日に県で開催された審査会において、補助対象経費に補助対象外部分が含まれていないことを確認する必要性が指摘されたことから、高齢福祉課において厚木市に照会した結果、厚木市が県に提出した補助金交付申請書に添付された申請額算出内訳に記載されている総事業費は1,107,467千円であるが、このうち補助対象施設である地域密着型特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームを対象とした事業費（補助対象経費）は計712,105千円、保育施設、地域交流ホール、事務スペース、厨房等の補助対象外施設に係る事業費は計395,362千円であることを確認している。

したがって、保育施設等の補助対象外施設に係る経費は総事業費に含まれているが、補助対象経費には含まれていないことから、この点について、厚木市による県補助金の申請は不当であるとの請求人の主張には理由がない。

以上のことから、本件監査請求について、請求人の主張には理由がない。

(請求人)  
(略) 様

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
同 太 田 眞 晴  
同 吉 川 知 恵 子  
同 国 吉 一 夫  
同 高 橋 稔

住民監査請求に基づく監査の結果について (通知)

平成 31 年 2 月 21 日に受理した同月 20 日付け住民監査請求 (以下「本件監査請求」という。) について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 242 条第 4 項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

**第 1 請求に対する判断**

請求を棄却する。

**第 2 請求の内容**

**1 請求人から平成 31 年 2 月 20 日付けで提出された請求書の内容**

(内容は原文「請求の要旨」「理由の概要」及び「理由の詳細」のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。)

**(1) 請求の要旨**

神奈川県は平成 30 年 7 月 4 日、厚木市へ補助金額 32,401,000 円の交付を決定した。これは、平成 30 年度地域密着型サービス等整備助成事業費補助金である。しかし、同決定は、次の通りである。

ア 厚木市による事業者・社会福祉法人藤雪会 (以下、藤雪会) 選定は不当である。

イ 厚木市による補助金の申請は不当である。

県補助金支出は、県に損害を与える。従って、県に対し、同決定の監査を求める。以下、理由を述べる。

**(2) 理由の概要**

ア 厚木市は藤雪会に厚木市地域密着型特別養護老人ホームの事業者としての決定を与えたが、藤雪会は県有地を県の了解もなく事業地として申請。厚木市はこれを承知の上認めた。

イ 厚木市は、募集要領で「決定後の事業地の変更も認めない、書類の再提出も認め

ない」としていたにもかかわらず、書類を再提出させ、事業地の変更を認めた。

(部長レベルで県に対し藤雪会に県有地への譲渡を交渉した)

ウ ア～イで明らかな通り、厚木市は自ら作った要領に沿った決定を行っていない。

事業者決定自体が不当であり、当該事業に補助金が支出されるのは不当である。

エ 厚木市長名で県に通知等が出されているが、全てが部長レベルの決裁（C決裁）であり、市長の目には触れていない。

オ 補助金の請求根拠が曖昧である。

### (3) 理由の詳細

ア (1)請求の要旨アについて

(7) 厚木市の平成30年度神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付申請書（平成30年5月24日）は、1補助事業名 介護施設等整備事業（地域密着型サービス等整備補助金）とある。同介護施設等整備事業の対象事業者は、社会福祉法人藤雪会である。

厚木市は平成30年2月28日、藤雪会理事長又木京子氏に対して厚木市地域密着型特別養護老人ホーム整備予定地の変更決定を行った。これは、平成28年8月31日に厚木市が行った、厚木市地域密着型特別養護老人ホーム整備事業者決定に基づいている。藤雪会が事業者として決定を受けている。

上記、事業者決定通知（平成28年8月31日付）には、付帯条件として「(2)建設予定地の土地所有者である神奈川県から権利の移転を受けること」とあり、整備予定地は「厚木市水引二丁目92番ほか」、開設年度は「平成29年度」となっている。

しかし、藤雪会は神奈川県より、上記整備予定地を取得できなかったばかりか、開設年度の平成29年度に開設することもできなかった。

平成28年度厚木市地域密着型特別養護老人ホーム整備事業者募集要領（以下、募集要領とする）、「7 応募の手続き (3)留意事項 キ」には、「運営予定事業者として、決定を受けた後は、原則、開設場所、事業開始予定時期、入居定員、入居時の要件及び運営予定事業者に係る変更（事業譲渡）はできませんので、予めご了承ください」とある。藤雪会は事業者として決定を受けた後に整備予定地の取得ができないことが明らかとなった。

藤雪会・理事長又木氏は、事業者と決定した後、神奈川県財産経営課を訪れている。

その後、厚木市は神奈川県に対し、藤雪会に事業予定地を譲渡するよう依頼し、神奈川県からの厚木市に対する同土地の取得意思の有無の照会について、市の他の部局等に問い合わせることなく、取得の意思がない旨回答している。

当該事実は全て、厚木市の福祉部長（A）、財務部長（B）が主となり部長レベルで話が進められている。

(4) 藤雪会が事業予定地を取得できなかったにもかかわらず、厚木市は藤雪会の事業者決定を取り消さなかった。

その後、藤雪会から平成30年2月5日、厚木市に対して、事業地を「厚木市東町（地番略）」に変更し、当該建物に保育施設が併設されることが計画された書

類が提出され、その書類に基づき、2月9日、選考委員会が開催された。

しかし、「応募要領 7応募の手続き (3)留意事項 オ」には「提出された書類の受付期間経過後の差し替え及び再提出はできません。」とあるにも関わらず、厚木市は藤雪会より提出された書類を受理し、選考委員会を開催している。

従って、「平成28年度厚木市地域密着型特別養護老人ホーム整備事業者募集要領7(3)オ、キ」に違反して決定された事業者に対する当該補助金の支出は不当であり、神奈川県に損害を与える恐れがある。

#### イ (1)請求の要旨イについて

- (1) 厚木市作成、(別紙1)平成30年度地域密着型サービス等整備助成事業費補助金申請額算出内訳には、事業区分として「1②介護施設等の合築等、2地域密着型サービス施設等の整備」とあるが、合算した総事業費は1,107,467,802円となっている。

しかし、申請時(平成30年5月24日)、工事施工業者は決定していないばかりか、厚木市が提出した申請書と平成30年9月10日にC社が入札した価格との整合性が取れていない。

また、平成30年9月11日付、藤雪会が厚木市に対して申請した、厚木市老人福祉施設等整備費補助金交付申請書に添付の申請額算出内訳書との整合性もなく、実際に工事にあたる業者が作成した見積りから算出されたものでない申請書が神奈川県に対して、算定の根拠として提出されており、当該請求は不当な請求である。

- (1) 厚木市から提出された平成30年度 地域密着型サービス等整備助成事業補助金申請額算出内訳には、実際には藤雪会が厚木市東町(地番略)に建設する建物内に設置される保育施設等の記載がなく、保育施設分も総事業費に含まれている。

保育事業は明らかに介護事業ではないことから、補助金申請対象施設にはあらず、同補助金の算定根拠として不当である。

## 2 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

## 3 請求人から提出された事実を証明する書面

別紙1 平成28年度厚木市地域密着型特別養護老人ホーム整備事業者募集要領

別紙2 平成28年8月31日付、厚木市作成 厚木市地域密着型特別養護老人ホーム整備事業者について(決定)

別紙3 平成30年2月28日付、厚木市作成 厚木市地域密着型特別養護老人ホーム整備予定地の変更について(決定)

別紙4 厚木市起案(平成28年9月9日)、県有施設の取得調査における副申書の送付について

別紙5 平成28年9月15日付、神奈川県知事作成 県有施設の取得について(照会)

別紙6 厚木市起案(平成28年9月23日)、県有施設の取得について(回答)

- 別紙7 平成28年9月27日付、厚木市作成 県有地の取得について（回答）
- 別紙8 神奈川県起案（平成28年10月7日）、元水引アパートの利用要望について（報告）
- 別紙9 平成28年7月27日付、藤雪会作成 厚木市地域密着型特別養護老人ホーム整備事業者募集に対する申請への説明（藤雪会が厚木市に対して提出した「平成28年度厚木市地域密着型特別養護老人ホーム応募資料」のうち、事業予定地について、地権者から贈与、売買、定期借地の契約に係る契約書等の写しとして提出したもの）
- 別紙10 神奈川県財産経営課の担当者が、平成28年9月7日の社会福祉法人藤雪会又木氏が来課した際に作成したもの
- 別紙11 平成30年4月22日付、当方ら作成 質問書
- 別紙12 平成30年5月11日付、神奈川県総務局財産経営部財産経営課作成 厚木市水引2丁目11番6号に存する県有地について（回答）
- 別紙13 平成30年7月4日付、神奈川県知事作成 平成30年度地域密着型サービス等整備助成事業費交付決定通知書
- 別紙14 平成30年5月24日付、厚木市作成 平成30年度神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付申請書
- 別紙15 平成30年9月11日付、厚木市老人福祉施設等整備費補助金交付申請書及、施設整備費及び設備整備の内訳、その他参考となる書類一式
- 別紙16 平成28年7月27日付、藤雪会作成 厚木市地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設）整備計画申込書（設置予定場所 厚木市水引2丁目11-6）
- 別紙17 平成30年2月5日付、藤雪会作成 厚木市地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設）整備計画申込書（設置予定場所 厚木市東町（地番略））
- 別紙18 平成30年2月9日開催、厚木市老人福祉施設等設置事業者選考委員会 会議録（平成30年2月5日、藤雪会からの申請を受けて）
- 別紙19 平成31年2月12日付、厚木市作成 行政文書非公開決定通知書
- 別紙20 平成31年2月12日付、厚木市作成 行政文書非公開決定通知書

### 第3 請求の受理

本件監査請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、実際に受け付けた平成31年2月21日付けをもって受理した。

### 第4 監査の実施

#### 1 請求人からの証拠の提出及び陳述

##### (1) 証拠の提出

請求人から、平成31年3月11日に別紙21から別紙55まで、同月20日に追加別紙1及び2、同月22日に追加別紙3から5までの証拠がそれぞれ提出された。

別紙21 藤雪会、D社関係者の名刺、営業報告書

- 別紙22 平成30年2月12日付、当方作成、D社宛書面
- 別紙23 22に対する平成30年2月12日付、D社作成、回答書
- 別紙24 平成30年3月29日付、当方作成、藤雪会宛書面
- 別紙25 24に対する2018年4月4日付、藤雪会作成回答書
- 別紙26 2017年8月付、藤雪会作成、お知らせ
- 別紙27 厚木市ホームページをプリントアウトしたもの
- 別紙28 平成30年5月8日付、当方作成、藤雪会宛文書
- 別紙29 28に対する2018年5月24日付、藤雪会作成、回答書
- 別紙30 平成30年3月3日付、当方作成、厚木市長宛書面
- 別紙31 30に対する、平成30年3月20日付、厚木市長作成、回答書
- 別紙32 平成30年6月8日付、当方作成、厚木市長宛質問書
- 別紙33 32に対する、平成30年7月26日付、厚木市長作成、回答書
- 別紙34 平成31年1月10日付、当方作成、厚木市長宛質問書
- 別紙35 34に対する、平成31年1月29日付、厚木市長作成書面
- 別紙36 平成30年第5回会議（12月定例会）12月5日本会議（第2回）（厚木市）  
高田浩議員による一般質問の一部を書面化したもの
- 別紙37 平成30年2月5日、厚木市より受領した、行政文書一部決定通知書及び平成28年7月27日付藤雪会作成、地権者から贈与、売買、定期借地の契約に係る契約書等の写し
- 別紙38 土地貸付契約書（契約期間平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
- 別紙39 平成29年1月27日付、神奈川県職員厚生課作成、「元水引アパートの厚木市への貸付けの延長について」
- 別紙40 平成29年4月1日付、「元水引アパートの管理に関する覚書」
- 別紙41 土地貸付契約書（契約期間平成29年4月1日から平成29年10月31日まで）
- 別紙42 平成29年10月23日付、「元水引アパートの管理に関する覚書」
- 別紙43 土地賃貸借契約書（契約期間平成29年11月1日から平成29年12月31日まで）
- 別紙44 平成29年10月12日付、神奈川県知事作成、「普通財産の貸付けについて（通知）」
- 別紙45 平成29年12月11日付、厚木市病院事業管理者作成、「土地賃貸借契約書の解除について」
- 別紙46 平成30年1月5日付、神奈川県知事作成、「土地賃貸借契約の解除について（通知）」
- 別紙47 平成30年2月5日付、厚木市長作成、行政公開決定通知書「施設整備に係る資金計画等」（事業予定地厚木市水引分）
- 別紙48 平成28年7月27日、藤雪会提出、全体工程表（事業予定地厚木市水引2-11-6）
- 別紙49 神奈川県県有財産表（平成29年3月31日現在）、元水引アパート分
- 別紙50 平成30年3月5日に藤雪会より厚木市に提出（事業予定地厚木市東町（地



- 番略) ) された「施設整備に係る資金計画等」
- 別紙 51 平成 28 年 8 月 5 日開催、厚木市老人福祉施設等設置事業者選考委員会会議録
- 別紙 52 平成 30 年 4 月 9 日付、厚木市長作成、行政文書公開決定通知書「選考委員会の構成員が分かる書類」
- 別紙 53 平成 30 年 2 月 5 日、藤雪会提出（事業予定地厚木市東町（地番略））図面
- 別紙 54 平成 30 年 2 月 5 日、藤雪会提出、（事業予定地厚木市東町（地番略））整備計画申込書のうち「事業予定地の選考理由」
- 別紙 55 平成 30 年 2 月 5 日、藤雪会提出、（事業予定地厚木市東町（地番略））全体工程表（2017 年 11 月 24 日作成）
- 追加別紙 1 平成 31 年 3 月 14 日付、厚木市長作成行政文書公開決定通知書  
厚木市水引 2-11-6 の県有地について、平成 28 年 8 月 31 日以降に厚木市と藤雪会、神奈川県との間で行われたやりとり
- 追加別紙 2 平成 31 年 3 月 14 日付、厚木市長作成行政文書一部公開決定通知書  
厚木市水引 2-11-6 の県有地について、平成 28 年 8 月 5 日以降に厚木市が神奈川県に対して行った確認
- 追加別紙 3 平成 31 年 2 月 18 日付、E 作成 審査請求書
- 追加別紙 4 平成 31 年 3 月 18 日付、厚木市長作成 裁決書
- 追加別紙 5 平成 31 年 3 月 18 日付、厚木市長作成 御質問への回答について

## (2) 陳述の内容

請求人は、平成 31 年 3 月 14 日 10 時から、神奈川県庁新庁舎 5 階第 5 会議室において、監査委員に対して陳述を行った。陳述のうち、本件監査請求に係る内容は、次のとおりであった（発言のまま記載している。）。

まず、経緯からお話しします。

私達は自宅の売却を D 社 F 支店に依頼していました。

平成 29 年 8 月 17 日、D 社より、内見の話がありました。

翌日、藤雪会の理事長の又木さんと関係者の G さん、F 支店の H さん、I さんの 4 人が来ました。

又木さんは広告も持たず、「隣に建物を目いっぱい建てるから、お宅には日が当たらなくなるわね。お宅は引っ越すんだから関係ないわね」等と言い、しきりに「寄附」という言葉を繰り返して帰宅しました。

4 人の態度が、あまりにおかしかったので、D 社に抗議しました。

そのまま媒介契約を継続していましたが、平成 29 年 12 月、自治会長から、数日前に藤雪会が 8 月付けの紙を持って、「老人ホームを建てる」と挨拶に来たと聞きました。

1 月になり、自治会長からコピーをもらい、隣地に特別養護老人ホームが建設予定であることを知りました。

その日に、D 社が来たので、どういうことか問い正したところ、「平成 28 年 3 月 26 日、J 社 K 支店から、藤雪会が老人ホーム用地を本厚木駅周辺で探しているので、探

してほしいと頼まれた」と答えました。

後でわかったことですが、D社は平成 29 年 6 月ごろ私達に無断で、他の購入希望者からの話を断っていました。

厚木市のホームページでは、平成 30 年 1 月の段階でも藤雪会の予定地は「厚木市水引」だったので、市役所で確認をしました。

まちづくり指導課では把握しておらず、介護福祉課に赴くと、「藤雪会が東町で作るという話は聞いているが、どこか分からない」との回答でした。

担当のLさん、Mさんの説明は、何かを隠しているようだったので、文書の公開を求めるなどして調査をしたところ、次々に不審な点が明らかになり、市と藤雪会の不正を疑うに至りました。

又木さんは、厚木市議会議員、神奈川県議会議員を歴任され、過去に厚木市長選挙にも立候補しています。

その立場を利用し、今回の不正がなされているのだとしたら、非常に残念です。

また、税金が補助金という形で不正に流れているのだとしたら、県民として許せません。

監査をお願いいたします。

藤雪会が進めている建設工事に先立ち、埋蔵文化財の発掘調査が行われましたが、その際に私達の家屋に被害が出ました。

そのことを抗議すると、市がやったことだと責任を逃れ、調査会社に責任を押し付け、被害回復に応じる気配もありません。

市も、藤雪会のやることに目をつぶっており、不信感でいっぱいです。

次に、今回の請求について述べます。

平成 28 年度厚木市地域密着型特別養護老人ホーム事業者募集は、平成 28 年 7 月 1 日から 31 日まで行われました。

応募したのは、「藤雪会」と「N」です。

水引の土地について述べます。

平成 28 年 7 月 27 日に藤雪会から書面が提出されていますが、事業予定地は、厚木市水引 2 丁目 11-6 の県の旧職員アパートでした。

その土地については、当時、市が県から、市立病院の臨時駐車場として賃借中でした。

応募に当たり、藤雪会から出された予定地についての書面には「公有地の所有権移転の手続きに関しては民間利用の場合は規定がない、水引の職員住宅跡地も・・・」と書かれています。

県の財産経営課に問い合わせたところ、公有地の売却は一般競争入札が原則であり、実際に又木さんが平成 28 年 7 月 27 日以前に県に赴いたという事実も確認できませんでした。

藤雪会が提出した申請書類は、民間への払い下げについて、いい加減なことが記載されているにもかかわらず、市はそれを真正なものとして受理しました。

平成 30 年 1 月に私達がLさんに質問した際にも、公有地の売却は一般競争入札が原則だと回答をもらいました。

何故、市が藤雪会の書類を真正なものと考えたのか不思議でなりません。

また、同書類は、県有地の譲渡を受けるためには、市が副申書を提出しなければならない、という内容であり、市が県に対して働きかけをしなければ土地の取得はできません。

つまり、市が藤雪会に対して便宜を図ることが必要です。

要領には、「土地について事業者の所有地であること」とありますが、県の下承も得ずに事業地とすることを認めるのは、藤雪会を特別扱いしていることに他なりません。

水引での事業自体、架空だったのではないかと疑いたくなります。

藤雪会の書類には、申請地に建物があるのに、解体費用が計上されていませんし、全体工程表にも解体工事の記載がありません。

土地取得費も県有財産表にある、元水引アパートの評価額とも異なり、どの様に算出したのか不明です。

平成 29 年 8 月 5 日に選考委員会が開かれましたが、市は県に、事前に確認を取っていません。

平成 30 年 12 月 5 日に、厚木市定例会において、高田市議が質問していますが、福祉部長は「所有者が地方公共団体である場合は、提出可能である証明書類に代わるものを添付していただいている」と回答しています。

しかし、藤雪会の書類がそれに該当するとは思えませんし、当時は市が事業予定地を賃借中です。

平成 28 年 8 月 5 日に開かれた選考委員会において、「N」の事業予定地については、言及されていますが、藤雪会の予定地については全く言及がありません。

選考委員会の構成員は、全て厚木市職員です。

平成 28 年 8 月 31 日、藤雪会に対して、事業者決定がされましたが、その際に付帯条件として、「神奈川県より事業予定地を取得すること」と書かれています。

決定後、平成 28 年 9 月 7 日、又木さんが県の財産経営課を訪れ、水引の土地を譲渡してもらうにはどうしたら良いかと聞いています。

その訪問は、平成 28 年 7 月 27 日以前にされていなければなりません。

県の担当者が払い下げまでのプロセスを説明しています。

明らかに、藤雪会が市に提出した書類の内容と異なります。

平成 28 年 9 月 9 日に市の健康長寿課長が県の財産経営課長に連絡を取り、その後、「至急」で決裁文書が作られ、福祉部長から財務部長に書面が出されています。

9 月 15 日付けで県から、市に対して水引の土地についての取得意思を照会する文書が来ています。

それに対して、市役所内の他の部局に照会することなく「市としての取得の意思はない」「藤雪会に譲渡してほしい」という副申書が出されましたが、全て部長レベルでの決裁です。

C 決裁になっています。

当時の財務部長と福祉部長（略）で行政の重要事項を決定していたのかと疑わざるを得ません。

県が庁内で水引の土地について使用の有無を確認したところ、児童養護施設の建設予定地として使われることになりました。

平成 30 年 5 月、藤雪会の説明会があり、又木さんによると、水引の土地を取得できなかった理由は、県が児童養護施設を作るからだとのことでした。

又木さんはどこからそのことを聞いたのでしょうか。

副申書を提出しているのは市ですが、市は、私達の質問に、「県から正式な回答をもらっていない、藤雪会から平成 30 年 2 月 5 日に予定地変更の書類が出されて、知った」との趣旨の回答をしています。

厚木市は神奈川県から回答を得ているはずです。

また、平成 29 年 1 月 6 日の小林市長の年頭会見で、解体中の市立病院の建物からアスベストが想定より多く見つかри、解体工事が遅れるため、賃貸借契約期間が延長されています。

この時点で、藤雪会が申請した平成 29 年度の開業は不可能になることがはっきりします。

平成 28 年 8 月 31 日付けの決定の付帯条件を、明らかに満たすことができなくなったのに取り消さなかったのは、市が藤雪会に便宜を図っていたからだ考えるのが普通です。

東町への事業予定地の変更について述べます。

そもそも、要領には事業地の変更はできないと記載されています。

平成 30 年 2 月 5 日に提出された書面に添付されている図面によれば、一部の日付は 2016 年 12 月 13 日になっています。

少なくとも、その頃には東町での計画が市と藤雪会の間で話し合われていた可能性があります。

また、同じ 2 月 5 日付けの書面では、土地の取得は、特養を作ることが条件だったとありますが、市が東町での事業を事前に認めていなければ売買は成立していません。

2017 年 8 月付けの藤雪会の「お知らせ」によると、平成 29 年 8 月には、既に東町での事業が市によって認められていたこととなります。

2017 年 11 月 24 日付け全体工程表にも選考委員会が開かれることは書かれていません。

現在建設中の建物には、保育園が設置されることになっていますが、要領では認められていません。

要領には、決定後、「事業地、開始予定時期の変更はできない」「予定地は事業者の所有とする」「書類の再提出はできない」とあるにもかかわらず、それが守られていません。

また、平成 28 年 8 月 31 日付けの決定の付帯条件も満たされていないにもかかわらず、取消しもされません。

要領を作成するのは福祉部であり、自ら作ったルールを自ら破っています。勝手に市長名を使い、一事業者に土地を譲渡させるよう県に働きかけるなどは、便宜供与以外の何物でもありません。

事業者には不正があった場合には無効となる旨の記載が要領にはありますが、市が事

業者とともに不正を働けば、決して無効になることはありません。

補助金申請について述べます。

平成 30 年 5 月、市から県に提出された補助金の申請額は、平成 30 年 9 月 11 日に藤雪会から市に提出された日付のない見積書とも整合性がありません。

また、C 社の入札額とも異なります。

市が藤雪会に県から補助金を受けさせるために、何の根拠もなく作り上げたと言わざるを得ません。

積算書等の算定根拠があつてしかるべきだと思います。

県への補助金申請は、介護分の請求であるのに、対象建物に保育園も含まれており、その分も介護分として計上されています。

最初から藤雪会ありき、補助金ありき、で進められたと考えざるを得ません。

以上から、厚木市による事業者選定及びそれに伴う県への補助金申請は不当であり、県に損害を与えるものです。

見方を変えれば、厚木市と藤雪会が水引の県有地での架空の事業をでっちあげ、特養事業者としての資格を与えた上で、東町での事業を行うことを前提に土地を取得させ、選考が正当なものに見えるように装い、県から補助金等の金銭的利益を受けようとしていると見えます。

厚木市と藤雪会がしていることは市民、県民に対する背信行為です。

このような事業者は介護事業から排除すべきです。

監査の上、公正なる判断が下され、税金が適正に使われることを切に願います。

以上で終わります。

## 2 監査対象事項の特定

本件監査請求は、厚木市が平成 28 年度厚木市地域密着型特別養護老人ホーム整備事業者（以下「本件事業者」という。）として社会福祉法人藤雪会（以下「藤雪会」という。）を選定したことは不当であり、また、厚木市による平成 30 年度地域密着型サービス等整備助成事業費補助金（以下「本件補助金」という。）の神奈川県（以下「県」という。）への申請が不当であることから、厚木市への本件補助金の支出は県に損害を与えるため、県が行った本件補助金の交付決定等について監査を行うことにより、公金の支出を事前に防止し、又は事後的に是正するための措置を講ずるよう求めているものと解される。

このことから、本件補助金の支出が法第 242 条第 1 項に規定されている違法又は不当な公金の支出（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）に該当するか否かを監査対象事項とした。

## 3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、本件補助金を所管する福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課（以下「高齢福祉課」という。）を選定し、平成 31 年 3 月 19 日 13 時 55 分から京阪横浜ビル 2 階高齢福祉課内打合せ室において、高齢福祉課の職員調査を実施し、地域密着型サービス等整備助成事業（以下「本事業」という。）の概要、請求

書の内容に対する見解等について聴取を行った。なお、職員調査後も、必要に応じて、電話等で追加聴取を行った。

高齢福祉課の主張の要旨は、次のとおりであった。

### (1) 地域医療介護総合確保基金の概要

効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築に向けて、消費税増収分を活用した財政支援制度として、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「医療介護総合確保促進法」という。）第6条の規定に基づき、医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金により、各都道府県に地域医療介護総合確保基金が創設された。

### (2) 神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金の概要

県は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、平成27年度から医療介護総合確保促進法に基づき神奈川県計画（以下「県計画」という。）を策定し、「神奈川県地域医療介護総合確保基金」を活用して、県計画に位置付けた事業を実施している。

補助金の対象事業には、介護施設等の整備に関する事業と介護従事者の確保に関する事業があり、前者について地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援メニューとして、地域密着型サービス施設等の整備事業費を補助する。

### (3) 地域密着型サービス等整備助成事業費補助金について

#### ア 本事業の概要

県は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス等地域の実情に応じた介護サービス提供体制を整備することを目的とし、地域密着型特別養護老人ホーム等の補助対象施設を市町村が整備する事業及び事業者が整備する事業に対して、市町村又は市町村を通じて事業者に補助を行う。

事業者が整備する事業に対する補助金の申請に当たっては、市町村が、介護保険事業計画に位置付けた事業について選定した事業者からの補助金交付申請を受けて、県に補助金の交付申請を行う。県は、市町村からの申請を受理した後、地域密着型サービス等整備助成事業費補助金審査会（以下「審査会」という。）を開催し、適当と認められた場合は、市町村に対し交付決定する。市町村は、県からの交付決定を受けて、事業者に交付決定するとともに事業の進捗管理を行う。市町村は、事業者が事業を完了した後、事業者から交付実績報告書の提出を受け、検査を行い、事業実績報告書を県に提出する。県は、市町村からの事業実績報告書により事業の履行確認を行い、額の確定をし、補助金を支出する。

#### イ 補助金交付申請の審査方法

県は、本事業を実施する市町村から、神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条に定められている補助金交付申請書（様式1）、補助金所要額調書（様式2）、事業計画書（様式3）及び歳入歳出予算書抄本の提出を受ける。

また、地域密着型サービス等整備助成事業費補助金実施要領（以下「実施要領」

という。)第7の1に定められている地域密着型サービス等整備助成事業費補助金申請額算出内訳(別紙1)、整備事業に係る基本情報(別紙2)、建設用地の都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限(別紙3)、建設用地の地番・面積等(別紙4)、総事業費見積額及び財源計画(別紙5)、資金収支計画表(別紙6)、市町村意見書(別紙7)、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく整備状況について(別紙9)の提出を受ける。他に必要書類として施設の図面の提出を求めている。

さらに、介護事業に新規参入する事業者の場合には、市町村から事業者を選定した際の資料の提出を受け、審査の参考としている。

上記の申請書類に基づき、地域密着型サービス等整備助成事業費補助金審査会設置要綱(以下「審査会設置要綱」という。)で定められている「(1)事業が実施される確実性に関する事。 (2)事業スケジュールの実現性に関する事。 (3)事業実施の必要性に関する事。 (4)その他補助金の申請内容に関する事」について審査会において審査を行い、補助対象として適切かどうかの判断をする。提出書類については、疑義があれば適宜市町村にヒアリング等を行い、申請内容が適切であることを確認する。

ウ 厚木市から交付申請のあった本件補助金に係る交付決定までの経緯

- ① 厚木市から平成30年5月24日付けで、地域密着型サービス等整備助成申請書が提出され、同月28日に受理
- ② 平成30年6月21日に、平成30年度第1回審査会を開催。交付対象として適当との判断
- ③ 平成30年7月4日に交付決定。同日付けで、交付決定通知書を厚木市に送付

エ 本件補助金に係る交付決定後の取扱い

- ・ 藤雪会を本件事業者として厚木市が行う本事業は、事業実施期間が平成30年8月15日から平成31年8月30日までとなっており、平成30年度から31年度までの2か年の事業として申請されている。
- ・ 平成30年度分の補助金については、期間終了後、厚木市は、本件事業者から交付実績報告書の提出を受け、検査を行い、事業内容が適切であれば、県へ事業実績報告書を提出する。
- ・ 県は、厚木市から提出される事業実績報告書により事業の履行確認を行い、額の確定をし、厚木市に対して補助金を交付する。
- ・ 厚木市は、県から補助金の交付を受けて、本件事業者に補助金を交付する。

#### (4) 市町村における地域密着型特別養護老人ホーム整備事業について

ア 地域密着型特別養護老人ホームの設置に係る県の関与

- ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金を市町村に対し交付する。
- ・ 建物完成後、施設開所に合わせて老人福祉法による設置認可を行う。

イ 本件事業者選定に係る県の関与

市町村の事業者選定に県が関わることは一切ない。

ウ 本件事業者である藤雪会が設置する地域密着型特別養護老人ホームについて今後、老人福祉法による設置の申請があれば、審査を行う。

#### (5) 本件監査請求に対する見解

ア 厚木市による本件事業者としての藤雪会の選定は不当であり当該事業に本件補助金が支出されるのは不当であるとの主張について

県は、厚木市が選定した事業者に対し間接補助を行うものであるため、市が行う選定に関与する仕組みになっておらず、本件事業者の選定について、県は一切関与していない。

厚木市からの申請に対する県による審査、それに基づく交付決定は適切であり、事業者の選定に当たり厚木市に不当な行為があれば、市が補助金交付申請を取り下げることになる。

イ 厚木市が県に提出した本件補助金の交付申請に添付された申請額算出内訳に記載の工事費と藤雪会が厚木市に対して申請した、厚木市老人福祉施設等整備費補助金交付申請書に添付の申請額算出内訳書との整合性がなく、実際に工事に当たる業者が作成した見積りから算出されたものでない申請書が県に対して、算定の根拠として提出されており、当該請求は不当な請求であるとの主張について

実施要領第5の4で定められているとおり、県の交付決定後に事業者は事業に着手することとなっている。そのため県への申請書類を提出する時点では工事事業者、経費等が確定しておらず、事業費については概算となる。事業者は市を通じ交付決定の通知を受けた後、入札や工事事業者等の決定を行うため、申請時と金額が異なる場合もある。

ウ 厚木市から提出された本件補助金申請額算出内訳には、実際には藤雪会が厚木市東町（地番略）に建設する建物内に設置される保育施設等の記載がなく、保育施設分も総事業費に含まれており、保育事業は明らかに介護事業ではないことから、補助金申請対象施設には当たらず、同補助金の算定根拠として不当であるとの主張について

総事業費とされている1,107,467千円のうち、補助対象施設とされている地域密着型特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームを対象とした事業費（以下「補助対象経費」）は計712,105千円である。保育施設・地域交流ホール・事務スペース・厨房等の補助対象外施設に係る事業費は計395,362千円である旨、申請時に厚木市に確認している。保育施設等に当たる経費は総事業費に含まれているが、補助対象経費には含まれていない。

#### 4 関係人への調査

本件監査請求に関し、法第199条第8項の規定に基づき、厚木市が本件事業者として藤雪会を選定したことについて、平成31年4月15日に事業所管課である厚木市福祉部介護福祉課（以下「厚木市介護福祉課」という。）から聞き取りによる調査を実施するとともに、関係資料の確認を行った。なお、関係人調査後も、必要に応じて、電話等で追加聴取を行った。

厚木市介護福祉課の主張の要旨は次のとおりであった。

##### (1) 本件事業者募集に係る事業予定地について

平成28年度厚木市地域密着型特別養護老人ホーム整備事業者募集要領（以下「本件



事業者募集要領」という。)「5 整備条件 (3)」において、「施設用地は、原則として法人所有とすること」とあるが、応募時点で整備予定地は応募者の所有である必要はなく、取得予定の場合、民有地であれば土地売買仮契約書や土地売買同意書等の提出を求めている。藤雪会が応募した時点では、取得予定地が県有地であり、仮契約書や同意書等の提出が難しかったため、これに代わるものとして事業開始までに整備予定地の取得が可能である旨の文書の提出を受け、平成 28 年 8 月 5 日に開催した厚木市老人福祉施設等設置事業者選考委員会 (以下「選考委員会」という。)において審査を行い、整備予定地の取得の可能性があると判断した。

なお、整備予定地は応募者の責任において取得するものであり、厚木市が関与するものではないが、藤雪会が整備予定地としていた厚木北地域については厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (第 6 期) において、地域密着型特別養護老人ホームの設置が求められる地域であったことから、藤雪会の本件事業者として決定後、県に対し厚木市長名で事業者が整備予定地としている県有地の取扱いについて特段の配慮を求める内容の副申を提出した。

## (2) 厚木市地域密着型特別養護老人ホーム整備予定地及び開設年度の変更について

本件事業者募集要領「7 応募の手続き (3)留意事項 キ」では、「運営予定事業者として、決定を受けた後は、原則、開設場所、事業開始予定時期、入居定員、入居時の要件及び運営予定事業者に係る変更 (事業譲渡) はできません」としているが、藤雪会は、当初整備予定地としていた土地の取得が困難になったことから新たな土地を探し、平成 30 年 2 月 5 日に厚木市に対し整備予定地及び開設年度の変更の申込みを行った。厚木市は、変更後の整備予定地が当初の予定地と同じ厚木北地域であり、本地域については厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (第 6 期) において地域密着型特別養護老人ホームの設置が求められる地域であったことから、変更の申込みを受理することとし、同月 9 日に選考委員会を開催し、整備予定地及び開設年度の変更の申込みについて当初事業者として決定したときと同様の選考基準により再選考を行った上で、整備予定地及び開設年度の変更を認め、同月 28 日付けで変更の決定を藤雪会に対し通知した。

なお、厚木市地域密着型特別養護老人ホーム整備事業者としての決定後、土地を整備するに当たって杭や基礎などの埋設物が出てきたなどの事情により当初予定していた年度に開設できなかった例は他にもあり、平成 30 年度までは開設年度の変更について明文の規定はなく、事業者に変更の届出を求めることもなかったため、開設年度の変更を理由に事業者決定の取消しを行うことはない。また、県から補助金の交付を受ける場合、整備事業者は交付決定後に事業に着手することになっているため、県の交付決定の時期によっては、開設時期が変更となる場合もあり、開設時期のみの変更に関しては選考委員会を開いていないが、今回の場合は、整備予定地の変更と合わせて開設年度の変更の申込みがあったため、同月 9 日に再度開催された選考委員会において整備予定地と合わせて開設年度の変更を認めた。

## 第5 監査の結果

### 1 認定した事実

職員調査による高齢福祉課及び関係人調査による関係人からの説明等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

#### (1) 神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金の概要

県では、医療介護総合確保促進法第4条の規定に基づき県計画を策定し、同法第6条の規定に基づき創設された「神奈川県地域医療介護総合確保基金」を活用して、県計画に位置付けた事業を実施している。

この事業の介護分のうち、交付対象者が行う事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第2号厚生労働省保険局長通知）及び補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「補助金交付規則」という。）に規定するもののほかに必要な事項を規定するため、交付要綱を定めている。

#### (2) 地域密着型サービス等整備助成事業費補助金について

##### ア 本事業の概要

県は、交付要綱第14条の規定に基づき、本事業の実施について、実施要領を定めている。実施要領第2において、「高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制を整備することを目的とする」と、実施要領第3において「本事業の実施主体は市町村とする。市町村が整備する事業及び事業者が整備する事業に対して市町村が補助又は助成を行うことにより事業を実施することができるものとする」と、また、実施要領第5の8において「交付対象者は市町村とする」と定めている。

事業者が整備する事業については、市町村が事業者からの補助金交付申請を受けて、県に補助金の交付申請を行う。県は、市町村からの申請を受理した後、審査会を開催し、申請内容の審査を行い、適当と認めた場合は、市町村に対し交付決定を行う。市町村は、県からの交付決定を受けて、事業者に交付決定するとともに事業の進捗管理を行う。市町村は、事業者が事業を完了した後、検査を行い、事業実績報告書を県に提出する。県では、市町村からの事業実績報告書により事業の履行確認を行い、額の確定をし、補助金を支出する。

##### イ 補助対象経費

実施要領第5の4において、「交付要綱別表3(1)地域密着型サービス等整備助成事業の補助対象経費欄で定めるものであって、本補助金の交付決定後に事業に着手（入札、契約等）し、審査会等で認められた事業期間内に竣工する補助対象施設の整備にあたって必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費とする。なお、補助対象施設が併設施設の場合、施設ごとに補助対象経費の実支出額を算定する」と定めている。

##### ウ 申請書類

県は、市町村から、交付要綱第4条に定められている補助金交付申請書（様式

1)、補助金所要額調書(様式2)、事業計画書(様式3)及び歳入歳出予算書抄本の提出を受ける。

また、実施要領第7の1に定められている地域密着型サービス等整備助成事業費補助金申請額算出内訳(別紙1)、整備事業に係る基本情報(別紙2)、建設用地の都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限(別紙3)、建設用地の地番・面積等(別紙4)、総事業費見積額及び財源計画(別紙5)、資金収支計画表(別紙6)、市町村意見書(別紙7)、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく整備状況について(別紙9)の提出を受ける。他に必要書類として施設の図面の提出を求めている。

#### エ 補助金交付申請の審査方法

上記の申請書類に基づく申請内容について、審査会において審査会設置要綱第5条に規定する「(1)事業が実施される確実性に関すること。(2)事業スケジュールの実現性に関すること。(3)事業実施の必要性に関すること。(4)その他補助金の申請内容に関すること」に関する審査を行い、補助対象として適切かどうかの判断をする。提出書類については、疑義があれば適宜市町村にヒアリング等を行い、申請内容が適切であるかを確認する。

#### オ 厚木市から交付申請のあった本件補助金に係る交付決定までの経緯

県は、厚木市から平成30年5月24日付けで提出された本件補助金の交付申請について、同年6月21日に開催した審査会において交付対象として適当との判断を行い、厚木市に対し、同年7月4日付けで交付決定した。

#### カ 補助金交付決定の取消し事由について

補助金交付規則第15条第1項において、「知事は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。(1)偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。(2)補助金等を他の用途に使用したときその他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき」と、同条第2項では「知事は、間接補助事業者等が間接補助金等を他の用途に使用し、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる」と規定している。また、補助金の交付等に関する規則の施行について(昭和45年財第15号総務部長通知)別紙 補助金の交付等に関する規則の運用について第15条(決定の取消し)関係第1項において「本条の取消しは、虚偽申請等不正の手段によつて補助金等の交付を受けた場合や義務に違反した場合による取消しであり、過去にさかのぼつてできるものである」と、同条第2項において「第2項の間接補助事業者等の義務違反にかかる取消しは、中間的な交付機関としての補助事業者等に対して行なうものである」とされている。

なお、補助金交付規則では、「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業と、「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者と、「間接補助金等」とは、県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従

って交付するものと、「間接補助事業等」とは、間接補助金等の対象となる事務又は事業と、「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行なう者と定めている。

キ 本件補助金に係る交付決定後の取扱い

藤雪会を本件事業者として厚木市が行う本事業は、事業実施期間が平成30年8月15日から平成31年8月30日までと、平成30年度から平成31年度までの2か年の事業として申請されており、平成30年度分の補助金については、交付要綱第10条の規定に基づき、厚木市は事業者から交付実績報告書の提出を受け、検査を行い、事業内容が適切であれば、同年4月17日までに県へ事業実績報告書が提出される。その後、県は、厚木市から提出される事業実績報告書により事業の履行確認を行い、額の確定をし、厚木市に対して補助金を交付し、厚木市は、県から補助金の交付を受けて、事業者へ補助金を交付する。

(3) 厚木市による本件事業者の選定について

ア 本件事業者の募集内容及び審査結果について

(ア) 募集内容

本件事業者募集要領によると、募集内容は次のとおりである。

a 募集施設及び箇所数

地域密着型介護老人福祉施設 29床×2箇所

b 開設年度

平成29年度中開所見込（平成29年度着手）

c 選考方法

選考委員会が、審査基準及び加点内容に基づき選考する。書類審査の結果を総合的に評価し、市長が運営予定事業者を決定する。

(イ) 審査結果

審査結果については、厚木市ホームページに公表されており、2事業者から応募があり、審査の結果、藤雪会を含む2事業者を本件事業者として決定し、厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）の整備計画に位置付けた。

イ 応募時における本件事業者の事業予定地について

(ア) 本件事業者募集要領の規定

本件事業者募集要領「5 整備条件（3）」には、「施設用地は、原則として法人所有とすること」と定められている。

(イ) 所有権を取得する予定の場合の取扱い

厚木市介護福祉課は、応募時点で応募者の所有である必要はなく、取得予定の場合は民有地であれば土地売買仮契約書や土地売買同意書の提出を求めているが藤雪会の場合は、取得予定地が県有地であり、仮契約書や同意書等の提出が難しかったため、これに代わるものとして事業開始までに整備予定地の取得が可能である旨の文書の提出を受け、厚木市はこれにより平成28年8月5日に開催した選考委員会において審査を行い、整備予定地の取得の可能性があると判断した。

ウ 厚木市地域密着型特別養護老人ホーム整備予定地及び開設年度の変更について

(ア) 本件事業者募集要領の規定

本件事業者募集要領「7 応募の手続き（3）留意事項 キ」には、「運営予定

事業者として、決定を受けた後は、原則、開設場所、事業開始予定時期、入居定員、入居時の要件及び運営用手事業者に係る変更（事業譲渡）はできません」と定められている。

(4) 整備予定地及び開設年度の変更の取扱い

平成 30 年 2 月 5 日に藤雪会から整備予定地及び開設年度の変更の申込みがあり、厚木市は、変更後の整備予定地が当初の予定地と同じ厚木北地域であり、本地域については厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 6 期）において、地域密着型特別養護老人ホームの設置が求められる地域であったことから、変更の申込みを受理することとし、同月 9 日に選考委員会を開催し、変更の申込みについて当初事業者として決定したときと同様の選考基準により再選考を行った上で、整備予定地及び開設年度の変更を認め、同月 28 日付けで変更の決定を藤雪会に対し通知している。

なお、厚木市地域密着型特別養護老人ホーム整備事業者としての決定後、事情により当初予定していた年度に開設できなかつた例は他にもあり、平成 30 年度までは開設年度の変更について特段の規定はなく、事業者に変更の届出を求めることもなかつたため、開設年度の変更を理由に事業者決定の取消しを行うことはなく、また、県から補助金の交付を受ける場合、整備事業者は交付決定後に事業に着手することになっているため、県の交付決定の時期によっては、開設時期が変更となる場合もあり、開設時期のみの変更に関しては選考委員会を開いていないが、今回の場合は、整備予定地の変更と合わせて開設年度の変更の申込みがあったため、同月 9 日に再度開催された選考委員会において整備予定地と合わせて開設年度の変更を認めた。

(4) 本件事業者選定に係る県の関与

本件補助金は、厚木市が選定した事業者に対し県が間接補助を行うものであるため、厚木市が行う選定に県が関与する仕組みになっておらず、厚木市は、厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 6 期）に基づき、本件事業者を選定しており、厚木市の事業者選定に県は関与していない。なお、高齢福祉課は、事業者の選定に当たり、厚木市に不当な行為があれば、市が補助金交付申請を取り下げることとしている。

(5) 本件補助金申請額算出内訳記載の総事業費について

実施要領第 5 の 4 において、補助対象経費については「本補助金の交付決定後に事業に着手（入札、契約等）し、審査会等で認められた事業期間内に竣工する補助対象施設の整備にあたって必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費とする」と定められており、県へ申請書類を提出する時点では工事施工業者、経費等が確定しておらず、総事業費は概算額となっている。

(6) 補助対象外経費について

平成 30 年 6 月 21 日に開催された審査会において、補助対象経費に補助対象外施設部分が含まれていないことを確認する必要性が指摘された。これを受けて高齢福祉課において厚木市に照会した結果、見積書において、総事業費とされている 1,107,467 千円のうち、補助対象施設である地域密着型特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グル

ープホームを対象とした事業費（補助対象経費）は計712,105千円、保育施設、地域交流ホール、事務スペース、厨房等の補助対象外施設に係る事業費は計395,362千円であり、保育施設等に当たる経費は総事業費に含まれているが、補助対象経費には含まれていないことを確認した。

## 2 判断の理由

本件監査請求は、厚木市が本件事業者として藤雪会を選定したことは不当であり、また、厚木市による本件補助金の県への申請が不当であることから、厚木市への本件補助金の支出は県に損害を与えるため、県が行った本件補助金の交付決定について監査を行うことにより、公金の支出を事前に防止し、又は事後的に是正するための措置を講ずるよう求めているものと解される。

このことから、本件補助金の支出が法第242条第1項に規定されている違法又は不当な公金の支出（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）に該当するか否かを監査対象事項として特定し、上記の認定した事実を踏まえ、以下のとおり判断を行った。

### (1) 厚木市による本件事業者の選定が不当であるとの主張について

請求人は、厚木市が本件事業者として藤雪会を選定したことは不当であり、本事業に補助金が支出されるのは不当であると主張している。そして、厚木市による藤雪会の選定が不当であることの理由について、厚木市は自らの要領に定められた事務処理を行っていないとしている。

厚木市が県に交付申請を行った本件補助金に係る交付要綱には、交付対象者が行う事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する旨が定められており、実施要領第3には「本事業の実施主体は市町村とする。市町村が整備する事業及び事業者が整備する事業に対して市町村が補助又は助成を行うことにより事業を実施することができるものとする」と、実施要領第5の8には「交付対象者は市町村とする」と定められている。

このことを踏まえると、本事業の実施主体は厚木市で、厚木市が補助対象施設を整備する事業者に対し補助又は助成を行うことで事業が実施されるものであり、県は、事業実施主体である厚木市に当該事業に要する経費について補助金を交付するものであると認められる。

そして、本事業において補助対象施設を整備する事業者の選定及び当該事業者に対する補助又は助成は、県ではなく厚木市が実施するものであり、県は、厚木市が実施する事業に要する経費を厚木市に補助金として交付するもので、事業者の選定に関与していない。

一方、補助金交付規則第15条第1項では、「知事は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる」と定められており、同項第1号には「偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき」と定められている。

このことから、厚木市が不正の手段により補助金の交付を受けているか否かを判断するため、藤雪会が本件事業者として選定された後に行った整備予定地及び開設年度

の変更の申込みを厚木市が認めたことなどについて厚木市に関係人調査を実施したところ、本件事業者募集要領では、整備予定地、開設年度等について、事業者として選定された後の変更を原則として認めていないが、厚木市は、「第5 監査の結果 1 認定した事実 (3) 厚木市による本件事業者の選定について ウ 厚木市地域密着型特別養護老人ホーム整備予定地及び開設年度の変更について (4) 整備予定地及び開設年度の変更の取扱い」に記載のとおり、藤雪会からの整備予定地及び開設年度の変更の申込みについて、変更後の整備予定地が当初と同じ厚木北地域であり、厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）において地域密着型特別養護老人ホームの設置が求められる地域であったことから、この申込みを受理することとし、再度選考委員会を開催して、当初本件事業者として決定したときと同様の選考基準により再選考を行った上で、整備予定地及び開設年度の変更を認めている。

本件事業者の選定については、本件事業者募集要領において原則として定められた事項と異なる取扱いをする場合の決定を含めて、厚木市の権限に属するものであり、今回の厚木市への関係人調査において、本件事業者の選定や選定後の整備予定地及び開設年度の変更の経緯等について確認した範囲では、補助金交付規則に定める補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる場合に該当するような不正は認められなかった。

したがって、厚木市による事業者の選定が不当であることから県の補助金の支出が不当であるとの請求人の主張には理由がない。

なお、厚木市より提出された本件補助金交付申請については、平成30年6月21日に開催された審査会において、審査会設置要綱第5条に規定する「(1)事業が実施される確実性に関すること。(2)事業スケジュールの実現性に関すること。(3)事業実施の必要性に関すること。(4)その他補助金の申請内容に関すること」に関する審査が行われ、補助対象として適当と判断されたことから、県は交付を決定したものであり、その手続に不適切な点は認められない。

## (2) 本件補助金の申請に係る申請額算出内訳に記載の総事業費に疑義があるとの主張について

請求人は、平成30年5月24日付けで厚木市が県に補助金交付申請書を提出した時点では工事施工業者は決定しておらず、申請額算出内訳に記載された総事業費は実際に工事に当たる業者が作成した見積りから算出されたものでないこと、また、厚木市が県に提出した申請額算出内訳に記載の総事業費と同年9月10日に入札により決定した工事施工業者の入札額及び同月11日付けで藤雪会が厚木市に提出した厚木市老人福祉施設等整備費補助金交付申請書に添付の申請額算出内訳書に整合性がないことから、厚木市による本件補助金の請求は不当であると主張している。

しかしながら、実施要領第5の4には、補助対象経費について「本補助金の交付決定後に事業に着手（入札、契約等）し、審査会等で認められた事業期間内に竣工する補助対象施設の整備にあたって必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費とする」と定められており、事業者は県の補助金交付決定後に入札、契約等を行うため、県へ補助金交付申請書を提出する時点では、当然工事施工業者は決定しておらず、申請額算出内訳に記載する事業費は概算額となっている。

したがって、補助金交付申請時点と交付決定後において事業費を算出した業者や事業費の額が必ずしも同じになるとは限らないため、この点について、厚木市による本件補助金の申請は不当であるとの請求人の主張には理由がない。

**(3) 本件補助金の申請額算出内訳に記載の総事業費に補助対象外施設の経費が含まれており、補助金の算定根拠として不当であるとの主張について**

請求人は、厚木市が県に提出した補助金交付申請書に添付された申請額算出内訳に記載の総事業費には保育施設分も含まれており、保育施設は補助金申請対象施設には当たらず、補助金の算定根拠として不当であると主張している。

しかしながら、平成 30 年 6 月 21 日に開催された審査会において、補助対象経費に補助対象外部分が含まれていないことを確認する必要性が指摘されたことから、高齢福祉課において厚木市に照会した結果、厚木市が県に提出した補助金交付申請書に添付された申請額算出内訳に記載されている総事業費は 1,107,467 千円であるが、このうち補助対象施設である地域密着型特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームを対象とした事業費（補助対象経費）は計 712,105 千円、保育施設、地域交流ホール、事務スペース、厨房等の補助対象外施設に係る事業費は計 395,362 千円であることを確認している。

したがって、保育施設等の補助対象外施設に係る経費は総事業費に含まれているが、補助対象経費には含まれていないことから、この点について、厚木市による本件補助金の申請は不当であるとの請求人の主張には理由がない。

### **3 結論**

以上のことから、厚木市への本件補助金の支出は不当であるとの請求人の主張には全て理由がなく、法第 242 条第 1 項に規定されている違法又は不当な公金の支出（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）には当たらない。